

聖籠町告示第92号

聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月11日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱（平成25年聖籠町告示第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「70デシベル未満」を削り、同号ただし書中「装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする」を「難聴の状態を勘案し、補聴器を装用する必要があると認めた場合は、この限りでない」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。